

手続きや交付申請の際に委任状が必要な場合があります

町民の皆様のプライバシーや財産を守るため、町での手続きや各種証明書交付申請の際に、委任状が必要な場合があります。以下に該当する場合には委任者（頼む人）からの委任状を持参してください。

手続き・証明書の種類		本人からの委任状が必要な場合
町民課	住民異動届（転入、転出、転居等）	本人、同一世帯以外の方が代理人として窓口に来る場合 ※親子でも世帯が違えば本人からの委任状が必要です。
	印鑑登録申請（廃止、改印含む）	本人以外の方が代理人として窓口に来る場合 （印鑑登録証（カード）の発行は数日かかります。） ※登録印紛失の場合を除き登録する印鑑又は登録印をお持ちください。
	戸籍・除籍・原戸籍（謄本・抄本） 戸籍の附票（謄本・抄本）の交付申請	本人、同一戸籍内の方、直系尊属または直系卑属以外の方が代理人として窓口に来る場合
	各種届書の受理証明書交付申請	届出人以外の方が代理人として窓口に来る場合
	身分証明書・独身証明書交付申請	本人以外の方が代理人として窓口に来る場合
	住民票の写しの交付申請	本人、同一世帯員以外の方が代理人として窓口に来る場合
税務会計課	所得・課税・納税証明の交付申請	本人、同一世帯員以外の方が代理人として窓口に来る場合
	土地家屋評価（公課）証明、名寄帳の交付申請	本人以外の方が代理人として窓口に来る場合 ※本人死亡の場合は、相続関係を明らかにする戸籍謄本等を提示してください。

※『印鑑登録証明書』の交付請求を委任する場合は、委任状は不要です。

代理人が印鑑登録証（カード）を持参し、申請書の記入ができることで委任されているとみなします。委任する人は代理人にカードを預け、住所、氏名、生年月日を伝えてください。

委任するとき・委任されるとき の留意事項

○委任する人（頼む人）

- ・委任状は**委任する人が全て記入**してください。委任状の様式は、任意のもので構いません。（長瀬町ホームページに様式を掲載しています。）
- ・役場から委任する人へ連絡することがあります。委任状に**日中連絡の取れる電話番号**を記入してください。
- ・代理人が窓口で各種申請用紙を記入するために必要な情報（本籍、住所、生年月日、証明内容、提出先など）を代理人に正確に伝えてください。

○代理人（頼まれる人）

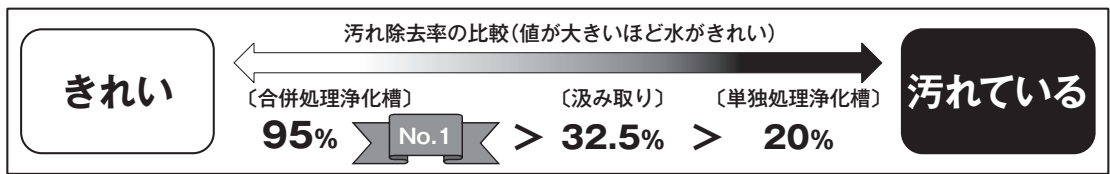
- ・印鑑（スタンプ印は不可）及び本人確認書類（免許証、マイナンバーカード、パスポートなど）を持参してください。
- ※本人、同一世帯員以外の方が代理人として住民票コード・マイナンバー（個人番号）記載の住民票の写しの交付申請をされる場合は即日交付できませんのでご了承ください。

問合せ 町民課 住民担当 ☎66・3111 内線126
税務会計課 管理担当 ☎66・3111 内線116



合併処理浄化槽で、美しい水環境を未来へ残そう

単独処理浄化槽や汲み取りトイレでは、台所・お風呂・洗濯等の排水をそのまま河川に流してしまい、自然に**大きな負担**をかけてしまいます。次世代へきれいな川を残すため**合併処理浄化槽**を設置しましょう。



公共浄化槽事業指定工事店一覧

令和6年3月12日現在

工事店名	電話番号
シンテック(株)	66・0457
(有)浅見管工	65・0536
(株)一志工業	66・3043
(有)新井水道設備	62・4525
(有)河内電設	62・0754
金室住宅設備工事店	62・5395
黒沢業(有)	62・0152
(株)HANASUI 皆野支店	26・6609

工事店名	電話番号
(有)高橋工務店	66・1118
(株)岡田工務店	62・3236
(有)長瀬土木	66・2487
(有)秩北給排水サービス	66・2211
(有)伊藤衛生社	62・0528
(有)黒澤水道設備(皆野支店)	63・2131
添田設備	66・2842
(有)伊藤商事	62・4566

※入れ替えには配管・槽撤去等に各種補助金制度があります。詳細は組合か指定工事店へお問い合わせください。



問合せ 皆野・長瀬下水道組合 浄化槽担当 ☎66・0747 詳細はHPをご覧ください